



# いしおか

6・1

No. 64



提供：石岡まちづくりアカデミーⅢ

## 主 な 内 容

- 新しい健康診査制度がスタート P2
- 石岡市まちづくり  
出前講座のご案内 P4
- 65歳以上の方へ  
「生活機能評価」を受けましょう P9
- ご存知ですか  
国民年金保険料の免除・猶予制度 P8
- 忘れずに！児童手当の現況届 P19

## 三光ノ宮

常陸国に国府が置かれた石岡には、太陽、月、星をまつる社殿として、日天宮（国府七）、月天宮（貝地一）、星の宮（府中五）が創建されました。後にこの三社は「三光ノ宮」と呼ばれるようになりました。

日天宮と月天宮は現存しますが、星の宮は地名にその名を残すのみとなり、現在は総社宮に合祀されています。

# 新しい健康診査制度がスタート

## メタボリックシンドロームの予防

健診を実施します。

本年4月から生活習慣病

対策の強化が病気の予防につながるとし、各医療保険者にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健康診査」と「特定保健指導」が義務化されました。

市でも、国の特定健康診査等基本方針に基づき、40歳から74歳までの国民健康保険の加入者に対して実施する「石岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画」

### 生活習慣病予防の計画を作りました

を策定しました。

この計画は、平成20年度から24年度までの5年間で第一期計画として、達成状況に応じた定期的に見直しを行います。

計画の実施により、平成24年度までに特定健康診査受診率を65%、特定保健指導実施率を45%、メタボリックシンドロームの該当者とその予備群の減少率を10%にします。



#### ●対象者

国民健康保険の加入者で実施年度中に40歳から74歳になる方が対象です。

なお、75歳以上の方は平成20年度から国民健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度で医療を受けます。

#### ●実施場所

#### ○特定健康診査

・集団健診  
保健センターや地区公民館等で

#### ●個別健診

県医師会の集約等に参加する医療機関で実施します。

#### ○特定保健指導

保健センター等で実施します。

#### ●実施期間

原則として各年度5月から翌年1月末です。特定保健指導は、通年実施します。

#### ●実施体制

石岡市国民健康保険が実施主体となり、健診は保健センター等で行います。特定保健指導は、保健師・管理栄養士等が行います。

#### ●実施項目

#### ○特定健康診査

・必須項目  
質問表、身体計測、理学的検査、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査

#### ●選択項目

心電図検査、眼底検査、貧血検査

※選択項目は、一定の基準により、医師が判断したものを実施します。

#### ○特定保健指導

健診結果に基づき、生活習慣改善の必要性に応じて受診者を階層化し、それぞれの基準に沿って特定保健指導を原則6か

月間にわたって実施します。

実施方法は階層ごとに、個別面接、集団指導、電話、パンフレット、手紙等での指導を組み合わせて実施します。

| BMI                      | 腹囲     |       |         | 喫煙歴 | 対象      |
|--------------------------|--------|-------|---------|-----|---------|
|                          | 追加リスク  | 情報提供  | 積極的支援   |     |         |
| 85cm以上(男性)<br>90cm以上(女性) | 二つ以上該当 | 積極的支援 | 40歳～64歳 | あり  | 65歳～74歳 |
|                          | 一つ該当   | 積極的支援 | 40歳～64歳 |     |         |
| 右以外で<br>BMI25以上          | 二つ以上該当 | 積極的支援 | 40歳～64歳 | なし  | 65歳～74歳 |
|                          | 一つ該当   | 積極的支援 | 40歳～64歳 |     |         |
| BMI25以下                  | 該当なし   | 情報提供  | 40歳～64歳 | なし  | 65歳～74歳 |
|                          | 一つ該当   | 積極的支援 | 40歳～64歳 |     |         |
| BMI25以下                  | 該当なし   | 情報提供  | 40歳～64歳 | なし  | 65歳～74歳 |
|                          | 一つ該当   | 積極的支援 | 40歳～64歳 |     |         |

※BMI＝ボディマス指数(Body Mass Index)とは、体重と身長の関係から算出した、肥満度を表す指数です。

#### ●事業主健診や人間ドックのデータの管理

受診率向上のために、事業主健診受診者や人間ドック実施医療機関からも特定健康診査に関するデータの提供を受けます。

#### ●個人情報の保護

個人情報に関する法律やこれに基づくガイドライン等をふまえ、適切な対応を行います。

#### ●計画の評価および見直し

定期的に保険年金課を中心とした実施推進委員会等を開催

し、計画の評価および見直しを行います。

#### 問い合わせ

○実施計画については  
市役所 保険年金課へ  
☎23・11111 (内143)

#### ○保健指導については

市役所 健康増進課  
石岡保健センター  
☎24・1386

#### 八郷保健センター

☎43・6655

# 健診・保健指導はこう変わります

メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導に

今までの健診では、個別の病気の早期発見・治療を目的とし、健診後は「要治療」の方への受診勧奨、また高血圧などの病気ごとの指導が中心でした。しかし「特定健診」「特定保

健指導」では、健診によってメタボリックシンドロームやその予備群の方を見つけ出し、改善と予防に向けた保健指導に重点がおかれることになりました。

# 効果的な保健指導に向けて

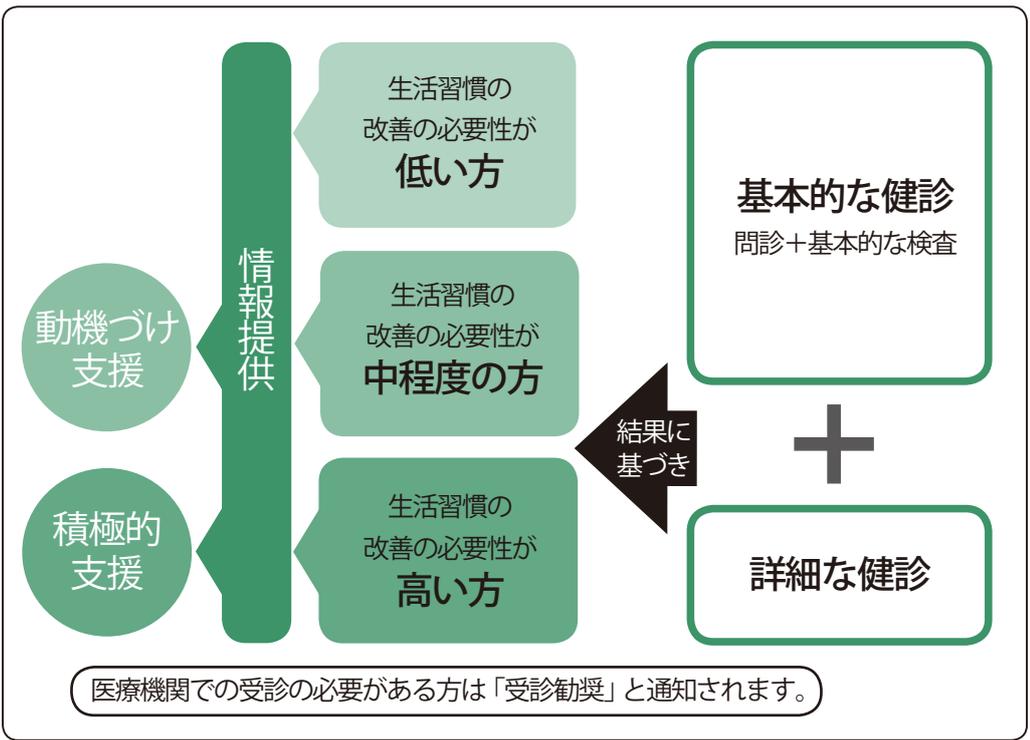
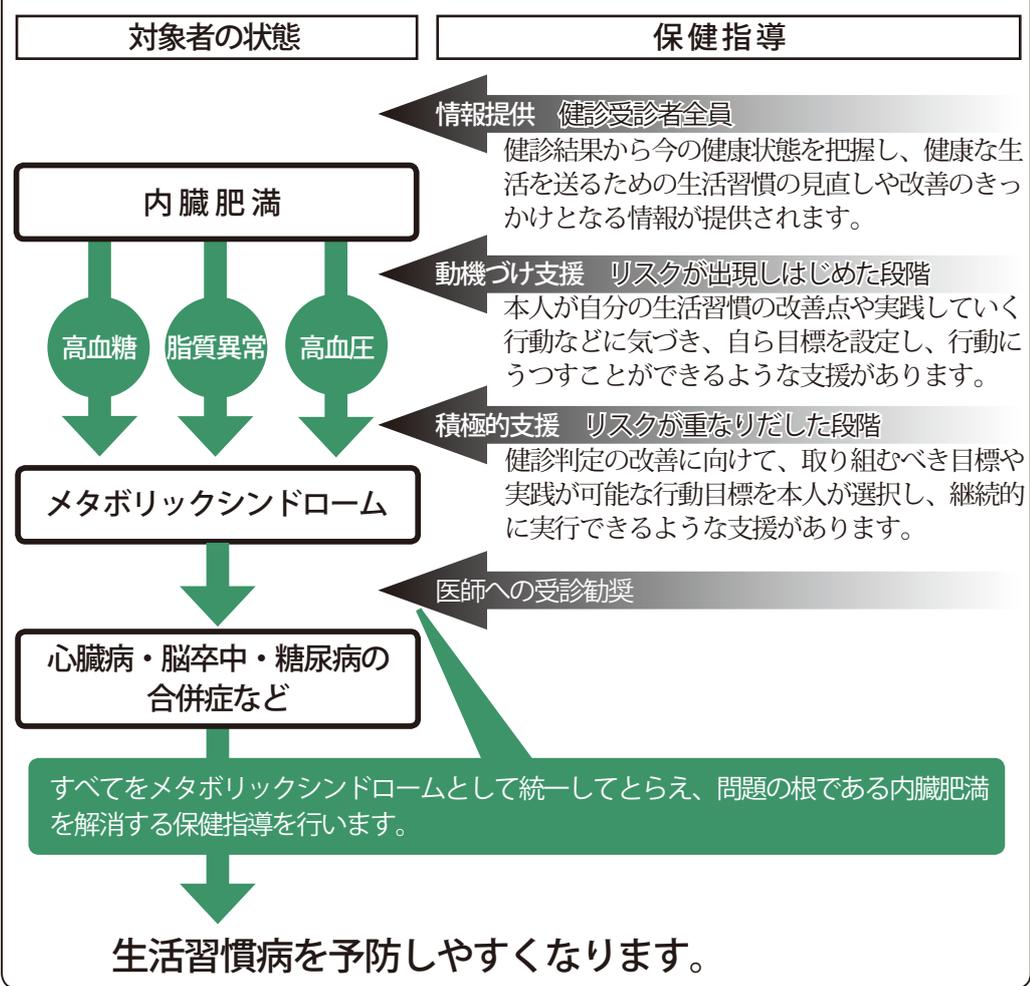
健診・保健指導の流れ

新しい制度では、健診後、そ

の結果と問診に基づき、生活習慣病の発病リスクなどから、「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」の三つのグループに分けて、個々の方に合わせた保健指導を受けることとなります。

## 特定健康診査と特定保健指導

- 健診でメタボリックシンドロームを中心に、全体の状態を関連づけて調べます。
- 病気になる前の軽度の異常から状態を把握します。



# 石岡市まちづくり 出前講座のご案内



市では、市政への理解や関心を深め、これからのまちづくりを市民とともに考えることを目的として、「まちづくり出前講座」を開催しています。

身近な問題や興味のあるテーマを、講座メニューから選びお申し込みください。

## ●利用できる方

市内に在住、在勤または在学する5人以上のグループなど

## ●時間

午前9時から午後9時まで（土日は午前9時から午後5時まで）の間に質問等を含め2時間以内です。（ただし国民の祝日、12月28日～翌1月4日は除きます）

## ●費用

講師料は無料ですが、会場使用料・材料費・その他講座に要する費用は、申込者の負担となります。

## ●会場

会場は申込者で用意してください。

## ●申込方法

講座開催日の2週間前までに、生涯学習課または、市民課へ「石岡市まちづくり出前講座利用申込書」によりお申し込みください。申請書は市役所ホームページからもダウンロードできます。

（フックスまたは電子メールでも可）



## ●問い合わせ

石岡市教育委員会生涯学習課  
☎43・1111（内1242）  
FAX 43・1117  
電子メール

shougai@city.ishioka.lg.jp

## 講座メニュー一覧

| 暮らし                 |              |                     |          |          |              |         |                | 市政              |                            |                    |             |               |                |                                     | 講座メニュー   | 説明内容                 |   |
|---------------------|--------------|---------------------|----------|----------|--------------|---------|----------------|-----------------|----------------------------|--------------------|-------------|---------------|----------------|-------------------------------------|--|----------------------|---|
| 17                  | 16           | 15                  | 14       | 13       | 12           | 11      | 10             | 9               | 8                          | 7                  | 6           | 5             | 4              | 3                                   |  |                      | 2 |
| 石岡市乗合いタクシーはどんなもの？   | 石岡市乗合いタクシー   | 上水道のアラカルト           | 下水道のはなし  | 国民健康保険制度 | 国民年金制度       | 税金を知らうⅡ | 税金を知らうⅠ        | 印鑑登録            | 戸籍                         | 住民基本台帳             | 議会を知らう      | 第一次石岡市総合計画の概要 | 「広報いしおか」のできるまで | 電子行政に向けた取り組み                        | 電算業務の取り組み  | 予算と財政状況              |   |
| 石岡市乗合いタクシーの仕組みと利用方法 | 上水道の仕組みと役割など | 下水道の役割と受益者負担金・使用料など | 国民健康保険制度 | 国民年金制度   | 固定資産税の評価と仕組み | 税の豆知識   | 印鑑登録の申請、証明書の交付 | 戸籍の届出、戸籍証明の交付申請 | 住所等の異動・住民票の写しおよび住基カードの交付申請 | 石岡市総合計画基本構想基本施策の概要 | 議会の仕組み・仕事など | 統計調査の種類と仕組み   | 広報紙の作成方法       | インターネットや携帯電話の急速な普及に伴う様々な行政サービスの取り組み | 電算業務の取り組み状況、住民基本台帳ネットワーク等の広域サービス、今後の電子自治体の方向性などを紹介 | 予算の仕組みとお金の使い方および財政状況 |   |

| 子育て           |                      |                   |
|---------------|----------------------|-------------------|
| 32            | 31                   | 30                |
| 保育所の利用案内      | 児童福祉施策の概要            | 児童福祉施設の紹介         |
| 入所手続、緊急保育等の案内 | 児童手当、保育所、児童扶養手当制度の概要 | 子どもや親が地域で集う場所等の紹介 |

| 健康・福祉         |               |                                  |                      |              |
|---------------|---------------|----------------------------------|----------------------|--------------|
| 29            | 28            | 27                               | 26                   | 25           |
| 介護予防          | 高齢者虐待防止       | 市民の健康づくり                         | いつも笑顔で「介護保険」         | 障害者福祉サービス    |
| 生活機能評価と介護予防事業 | 権利擁護事業と成年後見制度 | 生活習慣病の改善、病気の早期発見・治療、食生活改善などの取り組み | 高齢者が安心して暮らせるための制度と内容 | 障害者福祉サービスの解説 |
|               |               |                                  |                      | 高齢者福祉サービスの解説 |

| 環境         |   |
|------------|---|
| 23         | 22  |
| ごみの分け方・出し方 | 霞ヶ浦の水質浄化                                    |
| かを説明       | なかなかきれいな霞ヶ浦の水質の現状、汚れの原因、対策などを説明             |
|            | 家庭からのごみの分け方・出し方を説明します。また、なぜ分別しなければならないのかを説明 |



| 安全・安心             |        |        |                               |
|-------------------|--------|--------|-------------------------------|
| 21                | 20     | 19     | 18                            |
| 交通事故の防止           | 救急処置   | 火災の予防  | 防災対策                          |
| 交通事故発生状況と交通事故防止対策 | 救急処置全般 | 火災予防全般 | 地震、風水害等の災害時における対策、自主防災組織の結成など |

| 教養・教育・文化       |             |                   |  |                |   |
|----------------|-------------|-------------------|--|----------------|---|
| 53             | 52          | 51                | 50                                       | 49             | 48                                      |
| 図書館利用の案内       | 学校給食の仕組み    | 市の豊かな歴史を知る        | 家庭教育の役割                                  | 市民講師制度         | 男女共同参画社会の実現に向けて                         |
| 図書館利用内容と状況について | 給食ができるまでのお話 | 市内に残る多くの史跡・文化財を紹介 | 家庭教育の役割を理解し、その重要性を考え直し、家庭における実践に生かす一助とする | 講師制度の概要、講師依頼内容 | 共に暮らしやすい男と女の理想の関係とは（男女のよりよいパートナーシップの構築） |

| 都市基盤  |                        |                           |                          |                 |                             |                   |
|-------|------------------------|---------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------------------|-------------------|
| 47    | 46                     | 45                        | 44                       | 43              | 42                          | 41                |
| 道路の現状 | 木造住宅耐震診断士派遣事業とは        | 狭あい道路拡幅整備促進事業             | 国道6号バイパス建設の促進            | 土地区画整理事業        | 都市計画道路の現況                   | 国土調査（地籍調査）        |
| 道路の現状 | 木造住宅耐震診断士派遣制度の概要（一般向け） | 建築行為を行う敷地に接する4m未満の道路の拡幅整備 | 国道6号バイパス建設促進に対する進捗と今後の予定 | 土地区画整理事業の特徴や仕組み | 都市計画法によって定めた、都市計画道路の今後の整備方針 | 地籍調査実施予定地区の調査概要説明 |

| 経済・産業 |                     |              |                |         |              |          |
|-------|---------------------|--------------|----------------|---------|--------------|----------|
| 40    | 39                  | 38           | 37             | 36      | 35           | 34       |
| は     | 新たに農業を始めるに          | 農地法の解説       | 農業者年金制度        | 観光資源の紹介 | 中小企業への金融支援   | 産業の概要    |
| 等の説明  | 新たに農業を始めた人へ農地の斡旋、資金 | 農地法3・4・5条の解説 | 法律改正に伴う年金制度の解説 | 観光資源の紹介 | 中小企業に対する融資制度 | 林業の概要    |
|       |                     |              |                |         | 商工業の現状と紹介など  | 林業の現状と情勢 |
|       |                     |              |                |         |              | 農業の現状    |



第23回

# 国民文化祭・いばらき

2008

平成20年11月1日(土)～9日(日)

11月に国民文化祭・いばらき2008が開催されます。石岡市で行われる『都々逸 言の葉まつり』の詳しい内容と『都々逸』とはどのようなものかを知って、大会に参加できるように、ご案内します。

## 都々逸とは

都々逸節は、都々一坊扇歌が天保4年に初めて江戸の寄席で唄った自作の音曲で、江戸をはじめ全国を風靡し、今日まで庶民の情合や心意気を唄う当時の流行歌として歌い続けられました。

## 唄の部 『コンクール』

日時 11月1日(土)

午前10時～

参加資格 一般の方(大学生以上)

会場 石岡市民会館

募集人員 100名

○課題曲：たとと売れても売れない日でも 同じ機嫌の風車

○自由曲(古典曲・既存曲可)

課題曲、自由曲で一人2曲を唄い、審査員による審査の結果、

最後の5文字は、名詞や動詞、形容動詞でまとめてください。

次にいくつかの見本を紹介いたしますので、参考にしてください。

決して難しいものではありませんので、ぜひご応募ください。

## 【見本】

### ●自由句

3 3 4 4 3 3  
君は 吉野の 千本 桜 色香

4 5  
よけれど きが多い

### ●折り句

詩の頭の部分に「いしおか」の文字を詠み込んでください。

言つに言われぬ 思案の亦瀬

①うにいわれぬ ②あんのかいせ

おぼろ月夜に 懸かる雲

③ぼろつきよに ④かかるくも

## 『入選・入賞発表・表彰式・アトラクション』

日時 11月2日(日)

午前10時30分～

会場 石岡市民会館

## ●問い合わせ

教育委員会文化振興課

☎43・1111

(内1233)

## 旧大増小学校校舎

# 有効に利用しませんか？

市では、廃校となった旧大増小学校の校舎を利用し、地域の活性化を図るため、民間から効果的な利用を募集します。

### ●所在地

石岡市

大増字笹やき1518番地2

### ●物件概要

建築年月 昭和26年12月

構造 木造平屋建て

面積 582.2㎡

### ●募集条件

・地域の活性化と融和に寄与できる内容であること。

・物件は、校舎と校庭を現状のまま貸与します。

・校舎・樹木等は、原則そのままの形状で使用願います。

・建物の維持管理・修繕の費用は借主負担で一切の公的な助成はありません。

・貸付期間は1年間ですが、更新も可能です。

・貸付料は無料です。

・詳細は、石岡市財務規則によります。

### ●申し込み方法

利用の趣旨、事業計画、施設利用計画を記入した利用申込書(用紙はA4版で、様式は自由

です)を持参または郵送で申し込みください。

### ●申込期日

6月16日(月)から

9月16日(火)まで

※土・日・祝日を除く。

### ●審査結果

結果は申込者に通知します。

### ●申し込み・問い合わせ

〒315・8640

石岡市石岡二丁目1番地1

市役所財政課

☎23・1111(内233)

電子メール

zaisei@city.ishioaka.lg.jp

▼旧大増小学校校舎・校庭



# まちづくりを活かそう、あなたの税!

平成20年4月1日から22年3月31日まで

## 省エネ改修工事を対象に 固定資産税が減額されます

住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅で一定の省エネ改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税に限り、税額から3分の1を減額（120㎡を限度）する措置が創設されました。

### 【要件】

#### ◇工事内容

- ①窓の改修工事
  - ②床の断熱改修工事
  - ③天井の断熱改修工事
  - ④壁の断熱改修工事
- ※①から④までの工事うち、①を含む工事を行うこと。



### 【手続き】

改修後3か月以内に建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価期間による証明書を添付して、市役所税務課に申告してください。

### ■問い合わせ

市役所税務課資産税担当

☎23・1111（内114）

八郷総合支所税務課

☎43・1111（内1152）

- ◇基準
  - ・工事が、平成20年1月1日現在で存する住宅（賃貸住宅を除く）で行われること
  - ・工事に要する費用が30万円以上であること
  - ・平成20年4月1日から22年3月31日までの間に一定の工事を行ったもの

### 固定資産税・都市計画税 納税通知書を発送して

平成20年度の固定資産・都市計画税の納税通知書を4月に発送しましたが、納税者の方から内容についての質問が多数ありました。一部ですが、Q&A形式でお知らせします。

#### ＜土地編＞

Q 土地の価格が下がっているのに、固定資産税が上がるのはどうしてか？

A 土地の価格は、平成5年以前は地下公示価格よりも、かなり低い水準にありました。そのため平成6年度の評価替えで、全国的地価公示や相続税など公的土地区画整理の均衡を図るため、地価公示価格の7割を目途に評価することになりました。一方、課税標準額は税額が急激に増加することのないよう、除々に価格（評価額）に近づけていく負担調整措置等をとっているためです。

Q 土地の評価はどのようにするの？

A 固定資産評価基準（総務大臣が定める）に基づき、売買実例価格を基に不正常要素を除いて算定した正常売買価格を基準として求めます。なお、宅地は地価公示価格等の7割を目途として価格を求めています。

#### ＜家屋編＞

Q 数年前に新築した家屋の固定資産税が、急に高くなったのはなぜか？

A 新築住宅には、固定資産の減額措置があり、新たに固定資産税が課税されることとなる年度から3年度分（木造家屋の場合）に限り、延床面積の120㎡相当分を上限に税が2分の1に減額されます。

Q 家屋が古くなったのに、評価が下がらないのはなぜ？

A 家屋の評価額は、評価の対象になった家屋と同等のものを、評価替えの時点において新築する場合に必要とされる建築費に、家屋建築後の年数の経過によって生じる損耗状況による経年減点補正率を乗じて求められています。

#### ＜その他＞

Q 固定資産の所有者が死亡し

### 4月の差押件数

|       |     |
|-------|-----|
| 不動産   | 6件  |
| 預金    | 45件 |
| 合計    | 51件 |
| 本年度累計 | 51件 |

た場合、課税はどうなるのか？  
A 死亡した方が所有していた固定資産が、相続などで年内に所有権の移転登記が終了した場合、翌年度は新しい所有者が納税義務者となります。年内に登記できない場合は、相続人の中から代表者の方の届出をしてもらうことで、その方が納税義務者となります。

■他にも質問等がありましたら、市役所税務課資産税担当に問い合わせください。

### 休日納税相談・納付受付

毎週土曜日（年末年始を除く）

午前9時～午後4時30分

### 夜間納税相談・納付受付

毎週水曜日（年末年始・祝日を除く）

午後5時30分～7時

詳しくは市役所収納特別対策室

☎23・1111（内112）

ご存じですか

# 国民年金保険料の免除・猶予制度

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があり、申請により納付が免除・猶予となります。保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態では、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害・遺族基礎年金が受けられない場合がありますのでご注意ください。

※学生の方は、対象外となります。学生納付特例制度をご利用ください。

## 保険料免除制度

保険料免除制度には、申請により全額免除、一部納付（4分の1・2分の1・4分の3納付）があります。

対象となる方は次のとおりです（申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象）。

- ①前年所得が少ない方（所得のめやすは下の表を参照）
- ②平成19年度以降に失業・倒産などにあつたことが確認できる方

③障害者または寡婦であつて、前年所得が125万円以下の方

## 若年者（30歳未満）納付猶予制度

ほかの年齢層に比べて所得が少ない若年層（20～30歳未満）の方が、保険料免除制度を利用することができず、将来、年金を受け取れなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度です。対象となる方は、次のとおりです。（申請者本人・配偶者が所得審査の対象）

①前年所得が少ない方（所得のめやすは下の表を参照）

②平成19年度以降に失業・倒産などにあつたことが確認できる方

●追納をおすすめします●

保険料の免除や猶予を受けた場合は、受け取る金額が少なくなります。このため、10年以内であれば後から保険料を納めることができます。免除・猶予を受けた期間分を追納することで、老齢基礎年金が満額支給

### 免除・猶予制度の申請対象者となる所得（収入）のめやす

単位：万円

| 世帯構成             | 全額免除<br>(年金受取額<br>1/3に減額) | 1/4 納付<br>(年金受取額<br>1/2に減額) | 1/2 納付<br>(年金受取額<br>2/3に減額) | 3/4 納付<br>(年金受取額<br>5/6に減額) | 若年者<br>(30歳未満)<br>納付猶予制度 |
|------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 4人世帯<br>(夫婦・子2人) | 162<br>(257)              | 230<br>(354)                | 282<br>(420)                | 335<br>(486)                | 162<br>(257)             |
| 2人世帯<br>(夫婦のみ)   | 92<br>(157)               | 142<br>(229)                | 195<br>(304)                | 247<br>(376)                | 92<br>(157)              |
| 単身世帯             | 57<br>(122)               | 93<br>(158)                 | 141<br>(227)                | 189<br>(296)                | 57<br>(122)              |

されるようになります。この場合、免除・猶予を受けた翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。早めに追納されますことをおすすめします。

#### 問い合わせ

市役所 保険年金課

☎ 23・1111 (内134)

八郷総合支所 市民窓口課

☎ 43・1111 (内1124)

6月は

## 土砂災害防止月間です

6月1日～7日  
がけ崩れ防災週間

土砂災害を防ぎ、安心して生活するためには、対策工事だけでなく、「自分の身は自分で守る」という意識をしっかりと持ち、大雨の時の注意、早めの避難をすることが大切です。

こんな時は、

注意・避難しましょう！

### ●土石流の前兆

・「山鳴り」といつて、山全体がうなっているような音がするとき

・川の流が急に濁ったり、木が流れてきたとき

・雨が降り続けているのに、川の水が減っているとき

### ●地すべりの前兆

・地面にひび割れができたとき

・地面の一部がへこんだり、盛り上がったとき

・池や沼の水の量が、急に変わったとき

・井戸の水が濁ったとき

●がけ崩れの前兆

・がけから小石が、パラパラと落ちてきたとき

・がけに割れ目があったとき

・がけから水が湧き出たとき

### ◆問い合わせ

茨城県河川課ダム砂防室

☎ 029・301・4495

市役所総務課

☎ 23・1111 (内255)

## 犬猫の避妊、去勢手術への助成



県獣医師会では、動物愛護事業の一環として、愛犬・愛猫の避妊、去勢手術の助成事業を実施していますので、ご希望の方は応募ください。

助成頭数 県内全域で850頭

※定数になり次第締め切ります

対象 平成20年6月1日以降に、県内の動物病院で、避妊・去勢手術を受けた犬・猫

助成金 避妊手術1頭 4,000円

去勢手術1頭 3,000円

◆申し込み・問い合わせ

(社)茨城県獣医師会

☎ 029-241-6242



## 65歳以上の方へ「生活機能評価」を受けましょう



高齢になっても自立して日常生活を送り、健康で長生きするためには、現在の心身の健康状態や運動機能などに衰えがないかをチェックし、未然に心身の機能低下を予防することが大切です。

市では、65歳以上の方（要介護認定者を除く）を対象に、「生活機能評価」を実施します。その結果、生活機能の低下が心配され、今後介護や支援が必要になる可能性がある方には、介護予防のサポートを行います。

対象者の方には、「生活機能評価問診票」を郵送していますので、市が行う集団健診や指定医療機関（無料）で忘れずに受診しましょう。

- \*集団健診は、保健センター年間予定表・広報いしおかの健康ガイドのページをご確認ください。
- 「生活機能評価」は特定健診、後期高齢者の健康診査とは異なりますので、ご注意ください。
- 指定医療機関で受診する場合は、事前の予約が必要です。

| 指定医療機関名       | 住 所                    | 電話番号         |
|---------------|------------------------|--------------|
| 石岡市医師会病院      | 石岡市大砂 1 0 5 2 8 - 2 5  | 0299-22-4321 |
| 友部整形外科        | 〃 南台 3 - 3 4 - 5       | 〃 26-2339    |
| 山王台病院         | 〃 東石岡 4 - 1 - 3 8      | 〃 26-3130    |
| 齊藤病院          | 〃 旭台 1 - 1 7 - 2 6     | 〃 26-2131    |
| 米村脳神経クリニック    | 〃 東石岡 2 - 1 3 - 2 7    | 〃 26-7526    |
| 田中クリニック       | 〃 鹿の子 1 - 1 1 - 1 0    | 〃 23-2288    |
| 渡辺クリニック       | 〃 東光台 4 - 1 4 - 3 0    | 〃 26-7633    |
| 桧山医院          | 〃 東石岡 4 - 1 1 - 5      | 〃 26-3812    |
| 岡崎内科医院        | 〃 府中 1 - 3 - 2 1       | 〃 22-2014    |
| 石岡ひかりクリニック    | 〃 東大橋 1 8 9 8 - 5      | 〃 26-8055    |
| 柏木医院          | 〃 石岡 2 1 5 8 - 3       | 〃 22-2874    |
| 滝田整形外科        | 〃 府中 2 - 2 - 1 2       | 〃 23-2071    |
| 芹澤医院分院        | 〃 石岡 3 1 6 5 - 1 7     | 〃 22-2035    |
| 関クリニック        | 〃 府中 3 - 1 - 6         | 〃 23-8300    |
| 府中クリニック       | 〃 府中 5 - 1 1 - 1       | 〃 22-2146    |
| 杉並クリニック       | 〃 杉並 2 - 2 - 1 9       | 〃 27-6700    |
| ごとう内科         | 〃 石岡 1 - 1 4 - 1       | 〃 36-0510    |
| 藤井内科クリニック     | 〃 鹿の子 2 - 1 - 3 6      | 〃 35-5005    |
| 吉川医院          | 〃 柿岡 3 2 9 7           | 〃 43-0018    |
| 川並クリニック       | 〃 府中 2 - 6 - 1 5       | 〃 22-3301    |
| 石岡第一病院        | 〃 東府中 1 - 7            | 〃 22-5151    |
| 寿星会 石岡診療所     | 〃 国府 2 - 4 - 9         | 〃 24-5080    |
| 石岡循環器科脳神経外科病院 | 小美玉市栗又四ヶ 1 7 6 8 - 2 9 | 〃 58-5211    |
| やまぐち医院        | 〃 栗又四ヶ 1 7 4 7 - 1 0   | 〃 37-1055    |
| 高木医院          | かすみがうら市稲吉東 1 - 1 5 - 1 | 029-832-2020 |
| 総合病院 土浦協同病院   | 土浦市真鍋新町 9 - 3 5        | 〃 823-3111   |

### ●生活機能評価とは

日常生活を送るうえでの心身の健康の度合いを把握し、将来的に介護が必要になる可能性について推測します（特定高齢者の把握）。

● 問い合わせ 石岡市地域包括支援センター  
☎ 35-1127

### ●特定高齢者とは

生活機能低下が疑われ、将来介護保険の「要支援・要介護状態」になる可能性が高いと考えられる方々です。対象者には、運動機能向上や栄養改善、口腔ケアのサービス事業を通し、今までの生活が続けられるようサポートします。

# まちの 話題 できごと

## 小学校に702人、中 学校に736人が入学

4月8日、市内の小学校19校  
で入学式が行われ、702人が  
新一年生になりました。



▲先生の話に聴く南小の新一年生

翌9日には、市内の中学校8校でも入学式が行われ、736人の新入生を迎えました。

南小学校では、89人の児童が入学しました。村上朝雄校長から新一年生に「自分のことは、できるだけ自分でしましょう。先生の話をしっかり聴きましょう。この二つの約束を守って、元気に明るく生活してください」



▲濱田校長の前であいさつを述べる石中の新入生代表

「い」とお願いがありました。

また、石岡中学校でも172人の新入生を迎え、入学式が行われました。濱田裕信校長は、新入生に学校の校訓である、ゆたかな心・みなぎる英知・たくましい体の三つの言葉を贈り、「この校訓を守り、中学三年間を過ごしてください。これから『活躍を期待します』と式辞を述べました。」

## 723人の太公望が 参加 高浜釣大会

4月20日、第39回茨城県高浜釣大会が高浜商業会や市観光協会などの主催により開催されました。

当日はあいにくの曇り空でしたが、市内外から723人の釣り人が参加しました。参加者は、JR高浜駅周辺の恋瀬川流域で、大物のコイやフナを狙って腕を競い合いました。



毎年参加している参加者は「年々、釣り人が減ってしまっ  
て残念です。魚も外来種が増え  
てきました」と話していました。

入賞者の内、上位4賞の受賞者を紹介します。(その他の受賞者については、市ホームページをご覧ください)

茨城県知事賞  
藤城佳一(石岡市)

石岡市長賞  
谷田部信明(石岡市)

茨城県議会議員賞  
近藤三郎(小美玉市)

石岡市議会議員賞  
山本一孝(石岡市)



▲運転者に交通安全のチラシと啓発品を渡す商業生

## 石岡商業生が交通安全 全街頭キャンペーン

春の全国交通安全運動の一環として、4月14日に国道355号の石岡商業高等学校脇交差点で、商業生45人と石岡警察署が街頭キャンペーンを実施しました。

今年の春は「気付いてね 黄色いぼうしと 赤信号」をスローガンに掲げ、子どもと高齢者の交通事故防止を目指し交通安全運動を展開しています。

参加者は、信号待ちをしている車の運転者や歩行者に、チラシや啓発品を配布して、交通安全を呼びかけました。

## 地磁気観測所が施設を一般公開!



▲熱心に実験をする親子連れ

れました。

また、観測の意  
味や体験などを  
交えた「オーロラ  
きらめく南極でー  
観測と暮らしー」  
や「地震はなぜ起  
きる、地磁気が教  
える大陸の動き」  
などのミニ講演会  
が開催され、参加  
者は熱心に聴いて  
いました。

めながら、スロースポーツでい  
い汗をかきましょう」と地元住  
民や県内の愛好者に広く声をか  
けて行われました。

参加者は、9時30分ごろに中  
央公民館を出発。青空が広がり  
心地よいそよ風の吹く中、丸山  
古墳や佐久の大杉、茅葺き民家  
などを楽しみながら歩きました。  
市内から友達と二人で参加し  
た50代の女性は「今日は、天気  
にも恵まれいい汗をかきました。  
古墳の作られた時代や、茅葺き  
職人の技術のすばらしさも分か  
りました」と話していました。

## 古希を記念し「仏像彫刻展」を開催



▲1点1点じっくりと作品を鑑賞

市内若松在住の上曾勝慶(本  
名勝男)さんが、4月24日から  
27日まで、府中地区公民館で仏  
像彫刻展を開催しました。

上曾さんがこの趣味と出会っ  
たのは、25年前のこの公民館での  
仏像彫刻講座。本格的に始めたの  
は、10年前に石岡消防署を定年退  
職してから。勝慶さんは「仏像を  
彫っているとそのご利益が自分  
の体に入ってくるような気がする  
。古希を記念して開催したこの  
展示会を励みに今後も続けてい  
きたい」と話していました。

## フランスから9人が訪れ府中酒造を見学

4月14日、酒造見学がしたい  
とフランスから9人のゲスト  
が、市内の府中酒造(山内孝明  
常務取締役)を訪れました。

一行は、フランスでワイン造  
りにも関わっているため、日  
本酒についての説明にワインと  
比較したさまざまな質問をし  
たり、写真を撮ったりしながら熱  
心に見学しました。

最後に、自分の好みのお猪口  
を選んで日本酒を試飲しまし  
た。初めての日本酒に、おそる  
おそる口をつけたゲストは「お  
いしい!」と感激の声をあげて  
いました。

4月19日、柿岡の気象庁地磁  
気観測所が、科学技術週間の事  
業として、施設を一般公開しま  
した。この観測所は、地球の電  
磁気的環境の変動を観測する国  
の機関で、大正元年に東京から  
柿岡に移転し、翌年から観測を  
開始しました。

当日は、観測している地磁  
気、地電流、空中電気などに  
ついて、観測の目的や私たち  
の生活との関わりなどを、職  
員が展示物や簡単な実験を交  
えて分かりやすく説明してく  
りました。

## 古代ロードめぐ リウォーキング に300人

3月30日「古代ロー  
ドめぐりウォーキン  
グ」が八郷地区で開  
催され、市内外から  
約300人が参加し  
ました。

この大会は、NPO  
石岡総合スポーツクラ  
ブ(長谷川功理事長)  
が「早春の山並みを眺



▲ウォーキングの途中、茅葺き民家を見学

この展示会では上曾さんの  
これまでの集大成77点が披露さ  
れ、初日だけで80人の方が会場  
を訪れ、作品を鑑賞しました。



▲山内取締役(写真左)から説明を受けるフランス人ゲスト



## 募集

### 「石岡一高開放講座」 受講生募集

石岡一高では、学校を開放して地域住民とのふれあい学習を推進するため、講座を実施します。ふるつてご参加ください。

#### ◆果樹コース

日時・内容

6月28日(土) 午前9時～正午

ナシの摘果・ブドウの摘房

9月20日(土) 午前9時～正午

ナシとブドウの収穫

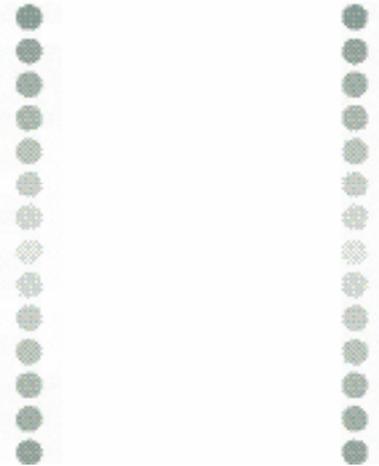
参加費 無料(作業のできる服・

軍手等を持参ください)

場所 石岡一高第一農場

定員 16名

申込方法 電話またはファック



スで申し込みください。なお、受付開始は6月10日(火)午前8時30分からで、定員になり次第締め切ります。

申し込み・問い合わせ

石岡第一高等学校開放講座係

☎22・4135

FAX22・6289

### 県政ふれあいバス 参加者募集

茨城県では、県の施設などを見学し、県政への理解や親しみをもつてもらう目的で「県政ふれあいバス」を実施します。ぜひ、ご参加ください。

〈親子ふれあいコースB〉

実施日 8月5日(火)

見学先 茨城県植物園、茨城

空港

空港

定員 30名(定員を超えた場合は抽選となります)

申込締切 6月23日(月)

バス乗降場所 石岡市役所・土

浦合同庁舎

※他に親子ふれあいコースA、

一般コースがあります。詳しく

は、問い合わせください。

対象者 県内に住む小中学生と

その保護者

参加費 無料(昼食は参加者持参)

申込方法 官製往復ハガキに、

①希望コース②希望乗降場所

参加者全員の③住所④氏名⑤年

齢⑥性別⑦電話番号⑧職業また

は学年を記入して申し込みくだ

さい。(当日の消印有効)

※1枚のハガキで4名まで申し

込めます。同一コースに複

数枚の申し込みはできません。

申し込み・問い合わせ

県南地方総合事務所県民生活課

〒300-0005

土浦市真鍋5-17-26

☎029・822・7026

### いばらき看護職 合同進学・就職説明会

茨城県看護協会では、看護学

生や看護職を目指す方のために

説明会を開催します。

説明会を開催します。

日時・場所

・6月22日(日) つくば国際会

議場(つくば市竹園2-20-3)

・7月19日(土) ホテルテラス

ザガーデン 水戸(水戸市宮町

1-7)

時間はいずれも、午後1時～5時

対象者 高校生、看護職を目指

す方、看護学生、看護職員など

内容

・求人情報提供コーナー

・就職面談コーナー

・茨城県ナースセンター求人登録

・看護職進学コーナーなど

参加費 無料

※事前申込・予約は不要です。

問い合わせ (社) 茨城県看護

協会・茨城県ナースセンター

☎029・221・6900

### 再就職準備セミナー

育児や介護などにより退職し、再就職を希望する方へのセミナーを開催します。ぜひ、お出てください。

日時

6月12日(木)

・働くことの意義とは

午前10時～正午

・職業適性検査

午後1時～3時

## 広告掲載欄

6月19日(木)

・敬語の使い方・電話応対

午前9時30分～午後0時30分  
場所 土浦市男女共同参画センター  
(土浦市大和町9-2ウララ2 7階)

対象者・募集定員

育児・介護などで退職し、再就職を希望している方 20名  
※無料の一時保育がありますので、事前に電話で申し込みください。

参加費 無料

申込方法 電話またはファックスで申し込みください。

申し込み・問い合わせ

財団法人 21世紀職業財団茨城事務所

☎029・226・2413  
FAX029・226・2740

## その他

### 高齢者の集い(敬老会)を開催

市では、市社会福祉協議会と連携をとりながら、地区単位で高齢者の集い(敬老会)を毎年実施しています。本年度も例

年どおり実施します。

対象者は、昭和9年3月31日以前に生まれた75歳以上の方になりますので、ご理解のほどよろしく願います。

問い合わせ

市役所 高齢福祉課

☎23・1111(内153)

農作物の被害防止へ

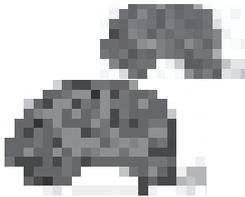
### 電気牧柵などの導入に補助金を交付

近年、イノシシなどによる農作物の被害が増加しています。市では、被害防止対策として、電気牧柵などを導入する農家に対し、資材購入費の2分の1以内、1か所当り1万円を限度に補助金を交付します。

補助金の交付を受ける方は、申請書に見積書と計画書を添えて、直接申し込みください。なお、資材等を購入するの、必ず補助金交付決定通知を受けてからにしてください。

申し込み・問い合わせ

市役所 農政課



☎23・1111(内425)

八郷総合支所 農政課

☎43・1111(内1221)

### 国民年金業務委託のお知らせ

国民年金保険料に未納期間がある方には、国が委託している民間業者から、納付の案内をしています。

委託業者 (株)トライアイ

委託期間 5月から9月まで

問い合わせ

茨城県 社会保険事務局 年金課

☎029・302・3107

### 県政出前講座のご案内

県では、県政に対する理解を深め、県民の声を県政に反映させることを目的として、要望に応じ、職員が各種集会等に出向き、県の施策などをわかりやすく説明します。今回、講座メニューの見直しを行いましたので、ぜひ利用ください。

主な新規テーマ

・森林湖沼環境税の仕組みと税の用途

・後期高齢者医療制度

・犯罪被害者の支援

・市民農園

・学校、家庭、地域の連携

・対象 概ね20名以上の集会など

※収益的事業として実施する場合などは対象外です。

費用 講師料は無料です。会場設営などの費用は申込者の負担となります。

・県域統合型GIS(地理情報システム)

・ケータイ

の危険性と

利用のルール

・市民農園

のすすめ

・学校、家庭、地域の連携

・対象 概ね20名以上の集会など

※収益的事業として実施する場合などは対象外です。

費用 講師料は無料です。会場設営などの費用は申込者の負担となります。

申込方法 希望テーマを選んでいただき、「県政出前講座注文書」に記入のうえ、郵送、電話、ファックス、または電子メールで申し込みください。

※県のホームページで出前講座のメニューが見られます。

http://www.pref.ibaraki.jp

申し込み・問い合わせ

茨城県 政策審議室 調整担当

〒310-8555

水戸市笠原町978-6

☎029・301・2030

FAX029・301・2039

電子メール seisakushingij2@pref.ibaraki.lg.jp

pref.ibaraki.lg.jp



## 広告掲載欄

## グループホームさわらびでお茶飲み会

認知症対応型共同生活介護事業所のグループホームさわらびでは、お茶飲み会を開催します。認知症を理解してもらうための資料も配ります。ぜひ、お出でください。

日時 6月7日(土)～15日(日)

午前9時30分～午後5時

場所・問い合わせ

社会福祉法人泰仁会グループホームさわらび

石岡市小倉439-2

☎44・88870

## 甲種防火管理

### 新規講習会

日時 7月9日(水)・10日(木)

午前9時～午後4時30分

会場 中央公民館(石岡市柿岡5680-1)

受講料 4500円

※申し込み後の受講料は、返金できません。

申込日時 6月25日(水) 午前

9時から午後5時まで

定員 60名(定員になり次第締め切ります)

申込方法 申込用紙に必要事項

を記入のうえ、消防本部予防課まで受講料を添えて申し込みください。申込用紙は、最寄りの消防署に備えてあります。また、消防本部ホームページでもダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ

石岡市消防本部 予防課

☎27・6125

※土・日曜日は、消防本部代表 ☎23・0119へかけてください。

ホームページ <http://www.city.ishikawa.lg.jp/820syoubou/820index.htm>

平成20年度

調理師および製菓衛生師試験

平成20年度

## 調理師および製菓衛生師試験

### 試験日時

8月26日(火)

午前10時～正午までの2時間

試験会場

①常磐大学 人間科学部棟 5号館

水戸市見和1-430-1

②県立土浦第二高等学校

土浦市立田町9-6

※受験願書を提出する際に、①または②の試験会場を選択。

願書の受付場所 土浦保健所

(郵送による出願は認めません)

願書の受付日 7月17日(木)・

18日(金)の2日間

午前9時～正午・午後1時～5時

※受験願書は土浦保健所で配布しています。郵送希望の方は、140円切手を貼った返信用封筒(角型2号・送付先記入)と「調理師試験受験願書希望」または「製菓衛生師試験受験願書希望」と書いたメモを同封し、請求ください。

問い合わせ 土浦保健所衛生課

☎300・0812

土浦市下高津2-7-46

☎029・821・5364

個人事業税は

便利な口座振替で

## 個人事業税は

### 便利な口座振替で

口座振替を利用になると、納期限を忘れたり、わざわざ金融機関に納付に行く必要がなくなりますのでとても便利です。

お申し込みは、預金先の県内金融機関(郵便局を除く)に、届け印をお持ちいただければ、すぐに手続きできます。

問い合わせ

土浦県税事務所 収税第一課

☎029・822・7205

家内労働法を知っていますか?

家内労働者の労働条件の向上と生活安定を図るため、委託者は家内労働者(内職者)に対し、

次のことを文書で示す必要があります。

・委託者の名称、所在地、工賃の支払方法など

・原材料の受け渡しの都度、委託業務の内容、工賃単価、工賃の支払期日、納品の期日など

・物品を受領する都度、受領した物品の数量、その年月日

・工賃を支払う都度、支払った工賃の額、その年月日 など

以上のことが行われていない場合には、匿名でもかまいませんから、次の連絡先に情報の提供をお願いします。

連絡先

茨城労働局労働基準部賃金室

☎029・224・6216

## 6/30 人権相談所を開設

茨城県人権擁護委員連合会では、6月1日の「人権擁護委員の日」にちなみ、特設相談を実施します。地元の人権擁護委員が人権問題などでお困りの方の相談に応じます。

日時 6月30日(月) 午前10時～午後3時

会場 まちかど情報センター(国府3-1-16)

問い合わせ 市役所 秘書広聴課

☎23-1111(内212)

## 広告掲載欄